

特 別 援 助 基 準

第1条 この基準は、大学公認の部または同好会（以下「公認団体」という。）が行う公式行事および卒業生に対して、本会が行う特別援助（以下「援助」という。）に関することを定める。

第2条 前条に規定する援助は、本会に援助依頼または各種行事への参加依頼があったものに対して行うものとする。

2 援助の基準および金額等については、別表1および2に定める。

第3条 この基準に定めるもののほか、または限度を超えて援助をする必要が生じた場合は、常任理事会の議を経て行うことができる。

第4条 この基準の改廃は、常任理事会の議を経て行うことができる。

附 則

この基準は、昭和61年4月1日から施行する。

別表 1

| 行 事 | | 援助の根拠となる大会等の規模 | | |
|-------------|-------|----------------|-------|-------|
| | | 国 際 | 全 国 | 関 西 |
| 壮 行 会 | | 3万円以内 | - | - |
| | | 3万円以内 | - | - |
| 祝 勝 会 | 優 勝 | 5万円以内 | 3万円以内 | - |
| | 注 . 1 | 5万円以内 | 3万円以内 | 1万円以内 |
| | 入 賞 | 3万円以内 | - | - |
| | 注 . 2 | 3万円以内 | 1万円以内 | - |

注 . 3 上段 = 卒業生
下段 = 在学生

(注)

- 1 . 優勝のほか金賞等、第 1 位の成績を収めた場合に該当。
- 2 . 国際規模の場合は 6 位入賞まで、全国規模の場合は 3 位入賞までの、成績を収めた場合に該当。
- 3 . 援助の対象者が非会員の場合は、原則として援助を行わない。

別表 2

| 行事の規模 | 援 助 規 模 |
|------------|---------|
| 全 学 (注) | 50万円以下 |

(注) 神山祭、体育祭。